

H26年度税制改正 法人税「生産性向上設備投資促進 税制」について No.2 A類型「先端設備」

兼子会計事務所 税理士 中田 和宏

【復習】

前回5月号を1回目として、新たな法人税の減税改正内容をお伝えしました。

この「生産性向上設備投資促進 税制」の創設は、主に『2つの類型』に該当する設備を購入（リースは対象外）した場合に即時償却（＝全額減価償却費として経費にする）または税額控除（＝税金を直接減額）することができるようになりました。これは非常に減税効果が高いとされ、どのような設備が該当するか注目してみましょう。

【条件①】資産の種類・内容

- ・機械装置 → 全てが対象
- ・工具 → ロール
- ・器具備品 → 冷暖房空調機器、冷凍冷蔵庫洗濯機、パソコン用サーバー・試験測定機器など
- ・建物 → 断熱材・断熱窓既存建物への増改築修繕含む)
- ・建物付属設備 → 照明設備・天井などへの埋込み空調機器・エレベーターなど
- ・ソフトウェア → 生産設備の稼働状況について情報収集・分析・指示機能として使用するもの

【条件②】最低金額

- ・機械装置 → 単品160万円以上
- ・工具・器具備品 → 単品120万円以上（単品30万円以上かつ1事業年度合計120万円以上を含む）
- ・建物・建物付属設備 → 単品12万円以上（建物付属設備については、単品60万円以上かつ1事業年度合計120万円以上を含む）

- ・ソフトウェア → 単品70万円以上（単品30万円以上かつ1事業年度合計70万円以上を含む）

【条件③】最新モデル

- ・新品であることが当然条件となっておりますが、最新モデルであるか（新品でも販売が10年以上前にされているモデルでは、生産性向上が期待できない）が、ポイントとなります。
- 機械装置 → 販売から10年以内のモデル
- 工具 → 販売から4年以内のモデル
- 器具備品 → 販売から6年以内のモデル
- 建物・建物付属設備 → 販売から14年以内のモデル
- ソフトウェア → 販売から5年以内のモデル

【条件④】生産性向上

最後の条件ですが、ここが今回の減税制度のポイントになりますが、生産性が向上する設備かどうか条件となります。旧モデルと比べて年平均1%以上向上していることです。例えば業務用冷蔵庫の使用電力量が、旧モデルと比べて10%以上少ないものとか、レーザー加工機の加工精度が15%以上細かくなるとかです。

この4条件を確認するにあたり、条件③と条件④については、その設備を製造するメーカーが所属する各業種の工業会で、該当する場合「証明書」を発行してもらう必要があります。この証明書は、法人税の申告書に添付する必要はありません。

今回は新制度の詳細（前半）について、ご紹介しました。次回9月号にて、新制度の詳細（B類型生産ライン設備）について紹介していきます。



【執筆者】兼子会計事務所 中田 和宏
袋井市川井959番地の5
TEL：0538-42-3871